

議第70号

高山市福祉医療費助成金条例及び高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

高山市福祉医療費助成金条例及び高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

未婚のひとり親世帯に対する寡婦（夫）控除等のみなし適用を行うため改正しようとする。

高山市福祉医療費助成金条例及び高山市特定市営住宅管理条例の一部を改正する条例

(高山市福祉医療費助成金条例の一部改正)

第1条 高山市福祉医療費助成金条例（昭和56年高山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 重度等の障がい者 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者及び身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級の者（ウに定める者を除く。）で、その者の属する世帯の全員が市町村民税が非課税のもの</p> <p>イ 知的障がい者で、県から療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳の障害の程度（以下「障がいの程度」という。）がA1、A2及びB1の者並びに障がいの程度がB2の者で、その者の属する世帯の全員が市町村民税が非課税のもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「老人」、「子ども」、「重度等の障がい者」及び「母子家庭等の父母及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 重度等の障がい者 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者及び身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級の者（ウに定める者を除く。）で、その者の属する世帯の全員の<u>当該年度の市町村民税（4月から9月までの間に受ける医療費の助成については、前年度の市町村民税とする。以下この号において同じ。）</u>が非課税のもの</p> <p>イ 知的障がい者で、県から療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳の障害の程度（以下「障がいの程度」という。）がA1、A2及びB1の者並びに障がいの程度がB2の者で、その者の属する世帯の全員の<u>当該年度の市町村民税</u>が非課税のもの</p>

ウ (略)

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級別が1級及び2級の者並びにその障害の級別が3級の者で、その者の属する世帯の全員が市町村民税が非課税のもの

(4) (略)

ウ (略)

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、その障害の級別が1級及び2級の者並びにその障害の級別が3級の者で、その者の属する世帯の全員の当該年度の市町村民税が非課税のもの

(4) (略)

2 前項第3号ア、イ及びエに規定する、その者の属する世帯の全員の当該年度の市町村民税が非課税のものには、当該世帯の世帯員のうち地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当するものが寡婦又は寡夫の控除等（同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。）並びに同法第314条の2第1項（第8号に係る部分に限る。）及び第3項の

2・3 (略)

(受給者)

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、子どもについてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の父母及び児童については父母又は養育者、重度等の障がい者についてはその父母又はその生計を維持している者とすることができる。

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から第1号から第3号までに掲げる額を控除した額を受給者に支給する。ただし、ねたきり老人

規定による控除等をいう。）の適用を受けるものとみなした場合に、その者の属する世帯の全員の当該年度の市町村民税が非課税となるものを含む。

3・4 (略)

(受給者)

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第3項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、子どもについてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の父母及び児童については父母又は養育者、重度等の障がい者についてはその父母又はその生計を維持している者とすることができる。

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付（以下「保険給付等」という。）の対象となる療養の給付等（保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。）又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から第1号から第3号までに掲げる額を控除した額を受給者に支給する。ただし、ねたきり老人

<p>については、第1号から第3号までに掲げる額及び高齢者医療確保法第67条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額、第2条第1項第3号エに掲げる者のうち、その障害の級別が3級の者でその者の属する世帯の全員が市町村民税が非課税のものについては、第1号から第3号までに掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>については、第1号から第3号までに掲げる額及び高齢者医療確保法第67条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額、第2条第1項第3号エに掲げる者のうち、その障害の級別が3級の者でその者の属する世帯の全員が市町村民税が非課税のものについては、第1号から第3号までに掲げる額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

(高山市特定市営住宅管理条例の一部改正)

第2条 高山市特定市営住宅管理条例（平成7年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号の規定により算出した額をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号の規定により算出した額をいう。<u>ただし、同号ホに規定する寡婦は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合</u></p>

<p>(3)・(4) (略)</p>	<p><u>において同号イに該当する者を、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第1条第3号ホに規定する寡夫は所得税法第2条第1項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者を含む。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>
--------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の高山市福祉医療費助成金条例第2条第2項の規定は、平成31年4月1日以後の療養の給付等に係る助成及び支給について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の高山市特定市営住宅管理条例第2条第2号ただし書の規定は、平成31年4月1日以後の入居分に対する家賃について適用する。